

2-5-1. 性犯罪・性暴力等に係る懲戒処分等の状況(教育職員)(令和6年度)

■本調査における「性犯罪・性暴力等」の定義について

○「性犯罪・性暴力等」とは、児童生徒性暴力等又は性犯罪・性暴力及びセクシュアルハラスメントをいう。

○「児童生徒性暴力等」とは、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項に該当する行為をいう。

○「性犯罪・性暴力」とは「性犯罪・性暴力」とは、不同意性交等、不同意わいせつ、16歳未満の者に対するわいせつ目的での面会要求等、児童ポルノ法第5条から第8条までに当たる行為、性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までに当たる行為、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影(隠し撮り等を含む。)、不適切な身体接触等をいう。

○「セクシュアルハラスメント」とは、他の教職員、児童生徒等を不快にさせる性的な言動等をいう。

(1)性犯罪・性暴力等に係る懲戒処分等の状況(当事者責任)(令和6年度)

	免職	停職	減給	戒告	合計	訓告等	総計
性犯罪・性暴力等	167	51	25	4	247	34	281
(性犯罪・性暴力等のうち、児童生徒性暴力等)	<132>	<2>	<0>	<0>	<134>	<0>	<134>

※児童生徒等:幼児・児童・生徒(18歳以上の者を含む。)、18歳未満の者

(2)被処分者の性別

※()は児童生徒性暴力等による人数・割合

被処分者の性別	人数(人)	割合(%)
男性	276人 (131人)	98.22% (97.76%)
女性	5人 (3人)	1.78% (2.24%)
合計	281人 (134人)	100.0% (100.0%)

(3)被処分者の年齢層

※()は児童生徒性暴力等による人数・割合

	被処分者数A	在職者数B	A/B
20代	71人 (57人)	155,597人	0.05% (0.04%)
30代	80人 (42人)	226,266人	0.04% (0.02%)
40代	45人 (16人)	191,355人	0.02% (0.01%)
50代以上	85人 (19人)	299,080人	0.03% (0.01%)
計	281人 (134人)	872,298人	0.03% (0.02%)

(注1)在職者数:令和4年度学校教員統計調査より

(注2)A/Bの分母は令和4年度のものであり、参考数値

(4)被処分者の所属する学校種

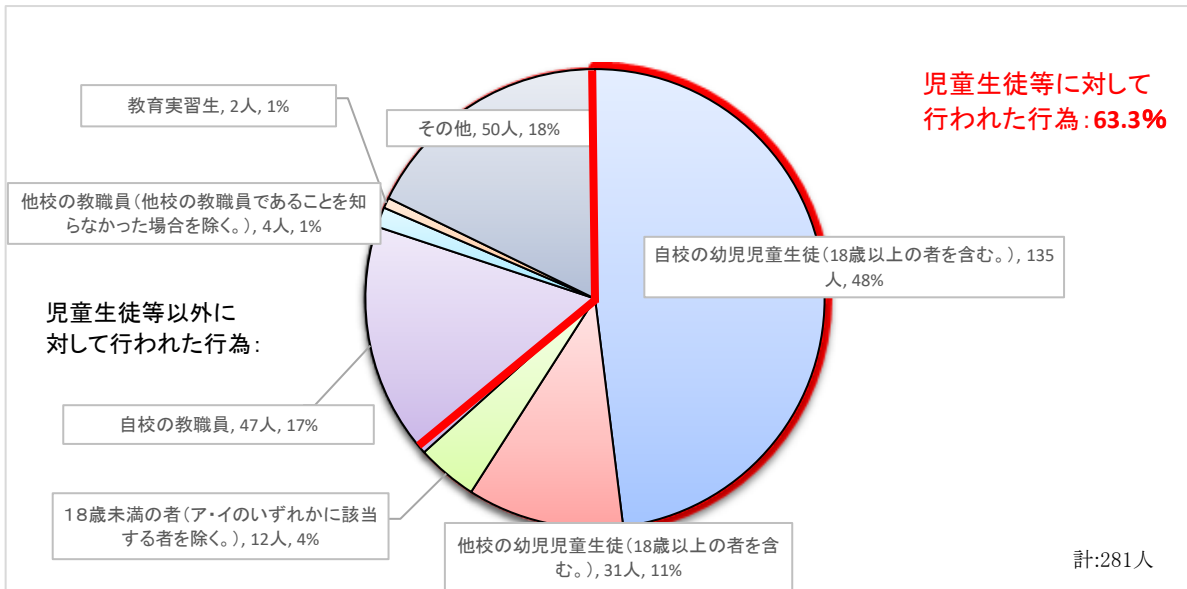
※()は児童生徒性暴力等による人数・割合

	被処分者数A	在職者数B	A/B
幼稚園	0人 (0人)	12,674人	0.00% (0.00%)
小学校	75人 (28人)	417,793人	0.02% (0.01%)
中学校	102人 (50人)	229,792人	0.04% (0.02%)
義務教育学校	1人 (0人)	7,956人	0.01% (0.00%)
高等学校	90人 (52人)	172,167人	0.05% (0.03%)
中等教育学校	0人 (0人)	1,978人	0.00% (0.00%)
特別支援学校	13人 (4人)	93,090人	0.01% (0.00%)
計	281人 (134人)	935,450人	0.03% (0.01%)

(注)在職者数:令和6年度学校基本調査より

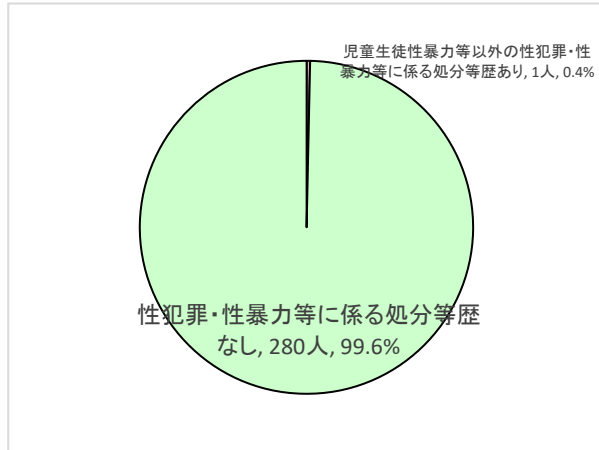
(5)性犯罪・性暴力等の相手の属性

【性犯罪・性暴力等】

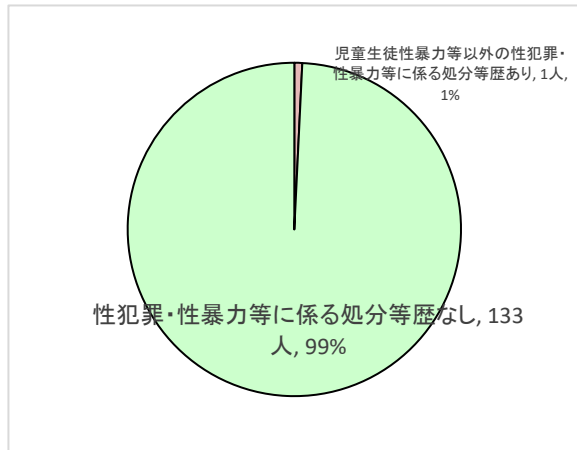


(6)当該教員の性犯罪・性暴力等に係る懲戒処分歴の有無

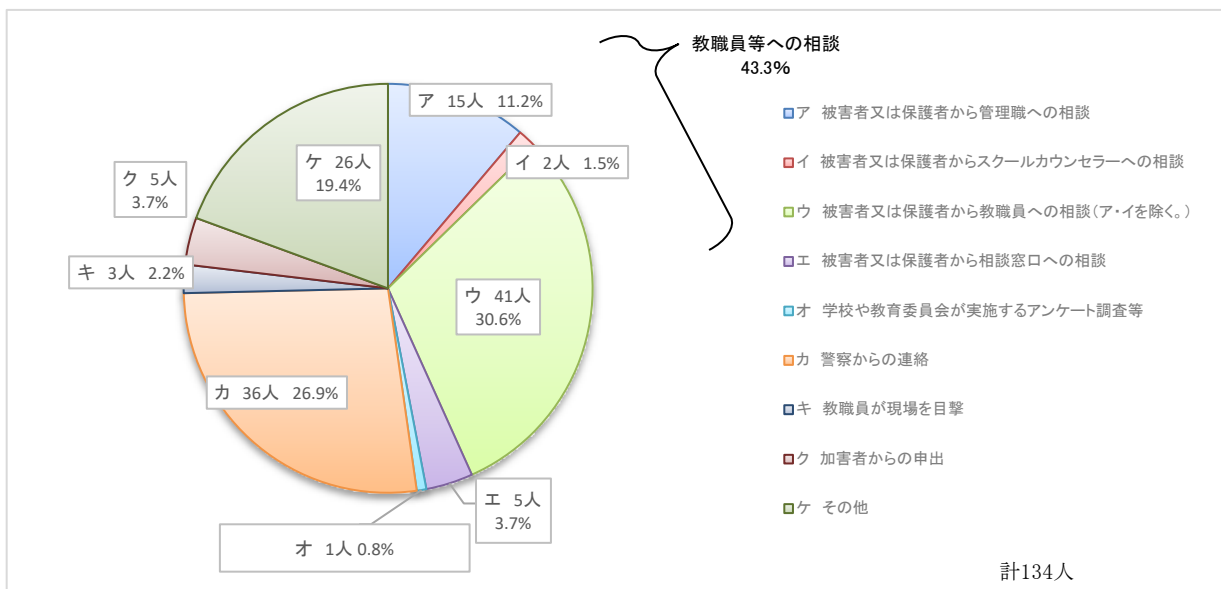
【性犯罪・性暴力等】



【性犯罪・性暴力等のうち、児童生徒性暴力等】



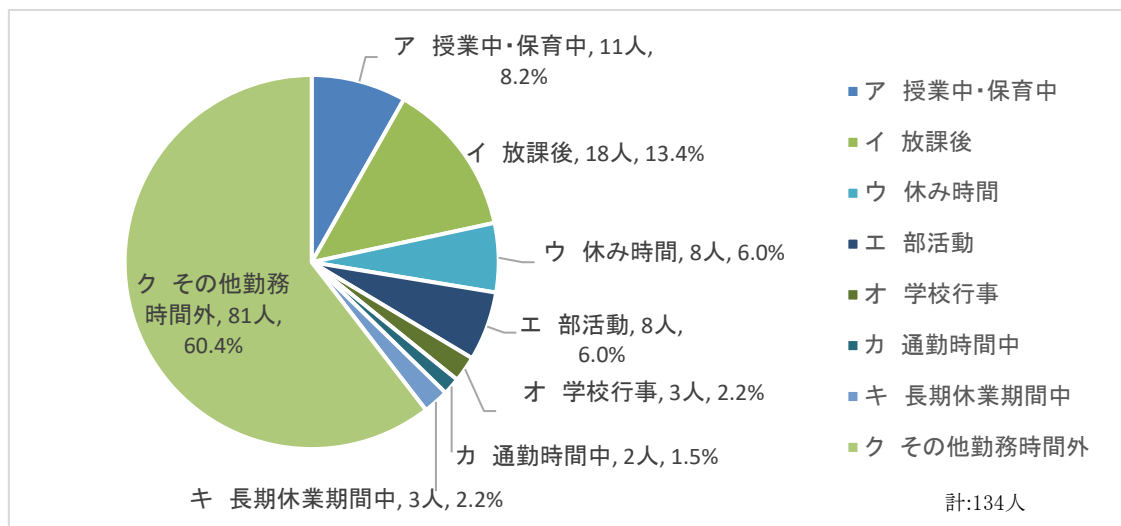
(7)児童生徒性暴力等が発覚した要因



(8) 児童生徒性暴力等に関する刑事告発の状況

	件数
告発したまたは刑事手続きがとられているまたはその他の理由で捜査機関が情報を把握しているもの	90件
うち教育委員会が告発したもの	44件
うち捜査機関から教育委員会等へ情報提供があったもの又は他の者が告発を行ったもの	46件
犯罪には当たらないと判断したため、告発しなかったもの	6件
被害者やその保護者が望まなかったため、告発しなかったもの	22件
その他	16件

(9) 児童生徒性暴力等が行われた場面



(10) 児童生徒性暴力等の態様

